

【国税庁から】  
今後の税務署主催の「年末調整説明会」の取りやめについて

新型コロナウイルス感染症の発現に伴い、社会全体がこれまでとは異なる「新たな日常」に向けて変化している中、行政についてもデジタル化を確実に進めていくことが重要となっており、当庁におきましても、各種事務のデジタル化を進め、更なる納税者利便の向上に取り組むことといたします。

こういつた状況を踏まえ、今般、年末調整に係る情報提供体制についても見直しを図り、これまでの大規模集合方式による情報提供体制から、デジタル技術を駆使した情報提供体制（動画配信を中心とした「いつでも」「どこからでも」必要な情報を得られるような体制）とすることとします。

た。

そのため、これまで税務署主催で実施していた「年末調整説明会」（名寄税務署…毎年11月頃）については、令和3年以降は実施しないこととしましたので、お知らせいたします。

年末調整事務について、ご不明な点は、名寄税務署へお問い合わせください。

■お問い合わせ  
名寄税務署

☎01654-2-2157

税のお知らせ

■国民健康保険税  
低所得世帯に対する軽減判定所得の算定方法が変わります。

令和3年度の保険税から軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、次のとおり変更になります。

①基礎控除額相当分の基準額33万円から43万円に変更

②給与所得者等の数によつて基準金額が変わる算定方法に変更

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と公的年金等の支給を受ける人（65歳未満・公的年金等の収入が60万円を超える人、65歳以上・公的年金等の収入が110万円（公的年金特別控除を含め125万円）を超える人）をいいます。

■国民健康保険税 課税限度額に変更はありません。

皆さんに納めていただく保険税は、医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の3本立ての構成になっておりますが、次のとおり課税限度額は変更ありません。

保険税は、世帯員の所得割（前年の所得に応じた額）・資産割（固定資産税額に応じた額）・均等割（被保険者1人あたりの額）・平等割（1世帯当たりの額）で計算されています。

※令和3年度保険税は8月中旬頃に通知します。

令和3年度

医療給付費  
課税限度額：63万円

後期高齢者支援金  
課税限度額：19万円

介護納付金  
課税限度額：17万円

変更ありません

■お問い合わせ

税務住民課

☎4-2511-内線115

☆4-2511-03

保健福祉課

☎4-2511-内線124

☆4-2511-04

福祉・子育て支援グループ

☆4-2511-04